

# 観音寺市立柞田小学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、観音寺市立柞田小学校PTAと称し、事務所を柞田小学校に置く。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会は、本校児童のよりよい成長と福祉の充実をはかるとともに、会員相互の研修や親睦をはかることを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童の学習、生活指導についての会員相互の研修と援助
- (2) 学校、家庭、地域社会の緊密な連携による児童の福祉の増進
- (3) 児童の生活環境等の整備・充実をはかるための援助
- (4) 市の実施する学校施設、設備についての意見、要望の具申と陳情
- (5) その他、本会の目的を達成するための必要事業

## 第3章 会 員

第4条 本会の会員は、本校に在学する児童の保護者及び本校に勤務する職員を持って組織する。

## 第4章 会 計

第5条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。会費の増額については、本部役員会において審議し、合同役員会、総会の承認を得る。

第6条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第5章 役員及びその選出

第7条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長1名（P）、副会長若干名（内1名は校長）、庶務2名（内1名はP）  
会計4名（内1名はP）、監査2名（P）

第8条 役員の任期は、翌年度の総会において新役員が決定するまでとする。

第9条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、選考委員会において選出し、総会の承認を得る。選考委員会は地区代表理事で構成する。
- (2) 庶務、会計、監査は、会長が委嘱する。

## 第6章 役 員 の 任 務

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の代表として本会を総括し、会議等の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 庶務、会計は、会合の案内、記録の保管、会計の処理にあたる。
- (4) 監査は、会計の監査にあたる。

## 第7章 役員会及び部会

第11条 本会の事業を円滑に実施するために、次の役員会、部会をおく。

- (1) 本部役員会は、会長、副会長、庶務、会計、及び専門部長（以下、「本部役員」という。）で構成する。
- (2) 合同役員会は、地区理事、学級役員、及び本部役員で構成する。
- (3) 専門部会は、文化部会、生活部会、体育部会、福祉部会で構成する。
- (4) 各部会には、部長1名、副部長2名、書記1名を置き、それぞれの部会において選出し、会長が委嘱する。
- (5) 地区理事及び学級役員は、いずれかの専門部会に所属する。
- (6) 総務部会は、会長、副会長、及び庶務で構成する。

## 第8章 会 議

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、本会の最高決議機関として毎年1回開催し、役員を選出、会務の報告(事業、予算、決算)、会則の変更、その他必要事項について決議する。
- (2) 合同役員会は、必要に応じて、開催し、本会の事業、予算、決算、運営等に関する事項、その他総会において委任された事項について審議、処理する。
- (3) 本部役員会は、必要に応じて開催し、各部会の事業並びに合同役員会等の審議事項についての連絡調整、審議等を行う。
- (4) 各専門部会は、必要に応じて開催し、各部会の事業等について企画立案する。
- (5) 総務部会は、役員会の円滑な運営をはかるため、必要に応じて開催する。

### 附 則

- 1 この会則は、平成4年5月25日から施行する。
- 2 会則の変更は、合同役員会の決議と総会出席者の過半数の承認を必要とする。
- 3 この会則は、平成5年4月29日から施行する。
- 4 会則変更  
第11条(3)の専門部会名の内、交通部会を生活部会と改正する。  
第1条 本会の名称「柞田小学校PTA」を「観音寺市立柞田小学校PTA」に改正する。
- 5 この会則は、平成19年4月22日より施行する。